

務局契印

機密性2
前橋法不不第132号
令和6年11月26日

群馬土地家屋調査士会
会長 萩原 澄之 殿

前橋地方法務局首席登記官（不動産登記担当） 岩崎 功治



佐波郡玉村町における固定資産税評価額通知書の交付廃止について

平素から、登記行政の運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、不動産登記申請の際には、登録免許税の算出に使用する課税価格を確認する必要があるところ、佐波郡玉村町からは、固定資産税評価額通知書が無料で交付されていきました。

しかし、佐波郡玉村町と当局の間において、電子データによる地方税法（昭和25年法律第226号）第422条の3の規定に基づく通知の開始に伴い、令和6年12月をもって固定資産税評価額通知書の無料交付が原則廃止されることとなり、同町から別紙の取扱いが示されましたので、貴会会員への周知をお願いいたします。



『登記用評価額通知書』が原則発行されなくなります

従来、玉村町における土地・家屋の全物件の固定資産課税台帳記載事項について、地方税法第422条の3の規定に基づく玉村町から法務局への通知の代替として、申請者へ個別に『登記用評価額通知書』を発行して参りましたが、今後は全物件の通知をオンラインで電子的に行うこととなり、前橋地方法務局（伊勢崎支局）との協議の結果、令和6年12月をもって、申請者への『登記用評価額通知書』の発行を原則取りやめることとなりましたので、あしからずご了承ください。

なお、令和7年1月以降に、申請者が登録免許税算定のために評価額を調査したい場合は、次のいずれかの資料（又は証明書）をご利用ください。いずれの場合も、算出根拠となった資料等（下記①・③・④は写し可）も、併せて法務局へ提出してください。

なお、この書面を使用したことによる登録免許税上の損益などの相談につきましては玉村町役場では受け付けませんのでご了承ください。

【例1】

登記申請者が1月1日現在の所有者（同代理人、法定相続人等を含む）の場合

- ①当初納税通知書に同封している課税明細書（再発行可）
 - ②登記官による「評価証明書交付依頼書」を税務課窓口へ提出し、無料発行された評価証明書 ※写し不可、原本還付なし
 - ③評価証明書（有料）
 - ④名寄帳（縦覧期間中の無料取得分でも可。縦覧期間以外は有料で取得）
- ※①～③（①～②は未評価土地等^{（下注）}に限る）は、近傍土地の評価額（1㎡あたり）を追記して発行することができます。

【例2】

登記申請者が1月1日現在の所有者（同代理人、法定相続人等を含む）でない場合

- ⑤登記用評価額通知書（無料） ※当面の間、発行します。

<次のいずれかに該当することが条件>

義務者、権利者共に、賦課期日後に取得した（又は取得しようとする）者である場合
債権者による代位登記、競落人（委任状持参者を含む）からの請求の場合
固定資産課税台帳上の非課税土地を、払い下げ等により取得した場合
※未評価土地等^{（下注）}に限り、近傍土地の評価額（1㎡あたり）を追記して発行することができます。

※条件を満たさない場合は、③評価証明書（有料）での対応となります。

（注）未評価土地等・・・1月2日以降に地目変更し、又は1月1日現在非課税であった土地